

2018年度 保護と利用のバランス 専門委員会 成果報告



2019年3月14日

中国IPG 保護と利用のバランス専門委員会
西 真一(安川電機(中国)有限公司)

0. 委員会メンバー

旭化成(中国)投資有限公司

IP FORWARD

奥林巴斯(北京)銷售服務有限公司

キヤノン(中国)有限公司

索尼(中国)有限公司

上海金天知的財産代理事務所

電装(中国)投資有限公司

豊田汽車(中国)投資有限公司

西村あさひ法律事務所 上海事務所

富士電機(株)北京事務所

パナソニック(中国)有限公司エコソリューションズ社

本田技研工業(中国)投資有限公司

松下電器(中国)有限公司

三菱重工業(中国)有限公司

森・濱田松本法律事務所

理光(中国)投資有限公司

安川電機(中国)有限公司

1. 現状認識と課題

2017年の委員会活動の残課題は以下の通りである。

(1) 独禁法については、国務院より統一版ガイドラインが発行されたが未だ意見募集段階である。不正競争防止法については、2018年に改正がなされたばかりである。独禁法、不正競争防止法ともに、いまだ実務面で予測できない点が多く、今後も継続したウォッチングが必要である。

(2) IoT、ビックデータ、AI等の革新技术における保護と利用のバランスの研究については、着手できていない。

2. 調査目的

＜調査研究目的＞

知的財産の保護強化を強力に進める中国において、知的財産権の保護と利用のバランスがどのように図られるか、関係法規等において実務上留意すべき点を洗い出す。

＜調査研究対象＞

2017年の残課題を考慮しつつ、今年度は、以下を調査研究の対象とした。

- (1) 独禁法に関わる契約事例研究
- (2) 独禁法、不正競争防止法、関連法規の研究
- (3) IoT、ビッグデータ、AI等における保護と利用のバランスの研究

3. 調査研究方法

(1) 独禁法に関わる契約事例研究

2017年度に日本の公正取引委員会の独占禁止法に関する相談事例集を参考に参加メンバーで作成した契約事例を用い、2017年度とは異なる有識者との意見交換を実施した。複数の有識者と意見交換により、解釈や見解の傾向を把握する。

金社法律事務所(2018年8月7日)

※昨年度;世澤法律事務所

※公正取引委員会HP

<http://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>

(2) 独禁法、不正競争防止法、関連法規の研究

各法規の動向を見つつ、参加メンバーの関心事項をまとめ、それに基づき有識者との意見交換を実施した。

世澤法律事務所(2019年2月18日)

3. 調査研究方法

(3) IoT、ビックデータ、AI等における保護と利用のバランスの研究

①今年度より新たに取り組むテーマであり、参加メンバーの知見も不足していることから、まずは、有識者に講演いただき、中国の現状、基礎を研究した。

講演1；方達律師事務所(2018年7月4日)

講演2；華誠律師事務所(2018年7月26日)

講演3；北京三友知識産権代理有限公司(2018年8月24日)

講演4；CCPIT(2018年8月24日)

②日本の状況も研究し、①で得られた知見から参加メンバーの関心事項をまとめ、有識者との意見交換を実施した。

講演5；華誠律師事務所(2019年1月7日)

4. 研究に基づく成果 (1)(2)独禁法関連

	契約事例	質問事項
1	パテントプールの非参加者に対する実施料	共同研究開発への貢献実績を考慮した実施料の設定であり、合理的理由があると考えられる。また、8社よりも先行している他の共同開発がある。標準化に伴うプールとは異なり、規格を採用する多数のライセンシーの事業活動に影響を及ぼすものではないと考えられる。中国においてどのように判断されるかアドバイスをいただきたい。
2	ライセンシーに対する安売り広告の禁止	販売方法の1つである広告・表示の方法について、表示価格を制限し又は価格を明示した広告を禁止することは、これによって価格が維持される恐れがあり、原則として不公正な取引方法に該当し問題となる(日本:公正取引委員会の判断)。 組合が商標を付した製品の安売りを行わないことをランセンス契約の更新条件とすることは、製造販売業者の価格競争を阻害し販売価格が維持される恐れがある行為であり、拘束条件付取引に該当し問題となる(日本:公正取引委員会の判断)。中国においてどのようなロジックで判断されるかについてアドバイスをいただきたい。
3	互換品関係	自社製品やその交換部品、消耗品が一定以上の市場シェアを獲得している場合に、知財等を利用して、第三者(互換部品や消耗品の製造・販売業者)に互換品や消耗品の製造や販売を認めないことや、特定の業者にのみ認めることが、独占禁止法においてリスクとなる場合(留意すべき事項)について、お教えいただきたい。
4	特許ライセンス契約における販売先制限	・A社は従来から他の自動車メーカーに対して、当該部品の生産・使用についてライセンスしており、本件も当初は自動車メーカーB社からの申し入れを受け他社と同様の条件を提示していた。その後、B社からC社へのライセンスとするよう申し入れがあり、実質的にB社へのライセンスは認められること。 ・他の自動車メーカーも、A社から当該部品に係るライセンスを受けており、C社から部品を購入できなくとも事業活動継続に影響は受けない(日本の公正取引委員会の判断)。中国においてどのようなロジックで判断されるかアドバイスをいただきたい。
5	競争品の製造・販売又は競争者との取引制限	(1)例外として当該技術がノウハウに係るものであるため、当該制限以外に当該技術の漏洩又は流用を防止するための手段がない場合には、秘密性を保持するために必要な範囲でこのような制限を課すことは認められるか。 (2)例外として当該技術がノウハウとして保護・管理される場合に、ノウハウの漏洩・流用の防止に必要な範囲でライセンシーが第三者と共同して研究開発を行うことを制限する行為は認められるか。
6	特許・ノウハウライセンス契約に伴う使用装置の制限	ノウハウの秘密性を保持するために必要な範囲内で制限するのであれば、原則問題ない。中国では、どうか？
7	改良技術の非独占ライセンス義務	取得知識、経験の報告義務について「ライセンシーのノウハウをライセンサーにライセンスをすることを義務づけるものと認められる場合は、不公正な取引方法に該当する。 左記の事例は中国独占禁止法の場合はどうなるか。無償条件はライセンシーの事業活動を制限する場合に該当するか。

4. 研究に基づく成果 (1)(2)独禁法関連

	契約事例	質問事項
8	クロスライセンス契約における条件設定	強さの異なる2社でクロスライセンスを結ぶ場合に濫用行為とまらない範囲、注意すべき点について確認したい。 ①クロスライセンス中のグラントバックについて1方向でも認められるのか。どのように考えたらよいのかアドバイスをいただきたい。 ②装置の出力能制限を条件とする場合に、独禁法上どのように解釈されるのか。技術分野や商品の数量を制限していないため、独占禁止法上どのように考えたらよいかアドバイスをいただきたい。
9	クロスライセンス契約における実施料の送金	本事例は中国の場合はどうなるか。
10	ライセンス契約における片方向のライセンス条件の制限	本事例は中国の場合はどうなるか。
11	共同研究開発終了後の同一テーマの開発制限	①中国において、独占禁止法上の問題となるか？ ②同一テーマの開発を禁止する期間を長期とした場合、独占禁止法の問題となるか？ ③開発を禁止する範囲を、共同開発と同一テーマだけでなく、類似する範囲まで拡大した場合、独占禁止法の問題となるか？
12	共同研究開発の成果の取扱い	特許使用料について研究開発費の負担割合に応じて会員間で差を設けることは、合理的範囲内であると考えられる。ただし均衡を失った場合には特定の会員が不当に不利益を受けることにならないように注意を要する（日本の公正取引委員会の判断）。中国においてどのようなロジックで判断されるかアドバイスをいただきたい。
13	共同研究開発の成果等の競争者への供与の制限	中国でも、本事例は独占禁止法違反となるおそれがあるか？
14	共同研究開発	①第三者というのは、グループ内の兄弟会社も含まれているのか？ ②一つの共同開発会社が、開発成果の権利者として、第三者へ製品作りのことをライセンスして、作った製品を自社購入する行為に対し、事前に契約の中に明確しないと、制限されるのか？ ③中国の特許法は、強制許可との規定があるので、強制許可のある規定を触発しないように、実施許諾制限要望の方として、何か注意すべき所あるのか？ ④中国では、共同研究開発の成果の第三者への実施許諾を制限する行為は、もし一定内期間後、共同開発のA社が第三者へ許諾したい場合、共同開発のB社へ相談を乗る時、B社がまた不同意であれば、何かリスクあるのか？それに、上記の期間は何年で適合なのか？

講演タイトル;「知的財産権と人工知能」

■AIは、医療、自動運転、在庫管理、金融、広告表示等さまざまな分野で応用可能である。

■AIが創作したモノの専利権や著作権の帰属を考える場合、創作に対する実質的貢献を誰がしたのか？というのが一つのポイントになると考えられる。実質的貢献がAI自身である場合は、AI設計者に帰属すると思われる。例えば、AIを操作してモノを創作した場合、操作者がAIに対して具体的な創作への指示や方向性を出さない限り、やはりAIが創作したのであって、そのモノの著作権はAI設計者に帰属する可能性がある。

■AIのアルゴリズムは、専利権よりもむしろ営業秘密として保護される場合が多いのではないか。

■中国においてAIのアルゴリズム自体やビックデータ構造自体について知財で争われた事案は、現状見当たらない。

■ビックデータの所有権の帰属については明確な規定はなく、今後、多くの議論が必要である。

講演タイトル;「独占禁止法と反不正競争法の観点から見たビッグデータ課題」

■反不正競争法は、データ保護の基本的手段となる。

＜関連判例＞

大衆点評vs愛幫網の不正競争事件[(2011)一中民終字第7512号]

大衆点評vs百度の不正競争事件[(2015)浦民三(知)初字第528号]

微博vs脈脈の不正競争事件[(2016)京73民終588号]

■独禁法における市場支配的地位を判断する際、ビッグデータ分野においては、市場参入の障壁、企業の下流に対する制御能力、競争相手の排除能力を通常考慮する。

■ビッグデータ分野は、独禁法、反不正競争法の規制対象になり得るため、これらの法規に留意が必要である。

■ビッグデータ分野では、データの性質(個人情報、越境移転等)に応じて取扱いに留意が必要である。

講演タイトル;「AI、IoT、ビッグデータに関連する分野の中国における知的財産動向及び知的財産に関する注意点」

■ビッグデータ関連の中国專利出願状況

ここ数年で中国出願の件数が急増している。内容から大まかに下記に分類できる。

- (1)ビッグデータの応用;データマイニング、データの可視化、知能BI、等
- (2)ビッグデータのプラットフォーム
- (3)ビッグデータのデータ資源;資源管理

■ビッグデータに関する国家政策

国务院办公厅关于促进和规范健康医疗大数据应用发展的指导意见(国办发[2016]47号)

国务院关于印发促进大数据发展行动纲要的通知(国发[2015]50号)

国务院办公厅关于运用大数据加强对市场主体服务和监管的若干意见(国办发[2015]51号)

国务院办公厅关于印发政务信息系统整合共享实施方案的通知(国办发[2017]39号)

■ブロックチェーン関連の中国專利出願状況

中国企業のブロックチェーンに関する出願が急増している。全世界でみても大きな割合を占めてきたという情報もある。

講演タイトル;「中国のAI、IoT、Big-Data関連分野 知財財産権 & 市場動向」

■IoT産業規模

中国は2009年1,700億元から2015年は7,500億元、年間成長率25%以上。更に2016年9,300億元から2020年18,300億元の予測。グローバルIoT市場の総投資額は2016年の7,369億ドル、2020年は12,899億ドルの見込みで年間成長率は約15%。

■ビッグデータ産業規模

中国市場規模は2011年の7760万米ドルから2016年は6.17億米ドル。その後5年は成長率約50%で規模7倍の見込み。グローバルの技術・サービス市場は、2016年の収入が238億ドル、成長率約30%。

■ AI技術発展概況

3回の発展。2006年(深い学び)以降は、ビッグデータを利用して各種の応用を実現。

■中国のIoT、ビッグデータ、AIを利用した産業

伝統的な業界：製造業、IoVなど

都市管理：スマート電力網、スマート交通など

個人消費：共有経済、ウェアラブルデバイス、モバイル決済など

■IoT, ビッグデータ, AI関連の政策

2012年2月、中国工業・情報化部は《IoTの“十二五”発展企画》を公布

2013年9月、中国国家発展改革委員会は《IoTの発展特別行動計画》を公布

2017年1月、中国工業・情報化部は《IoTの発展企画(2016-2020年)》

2015年8月31日、国務院が《Big-Dataの発展の促進の行動概要》を発表

2017年7月8日、国務院が《新世代AI発展企画》を発表

■中国IoT出願概況

発明特許出願144,909件、発明特許24,185件、実用新案特許73,197件。

※公開日20000101-20180115の総数

2010年ごろから急激な伸び。IPCはH04L(17%)、G06F(15%)、G05B、H04W(10%)など

■中国ビッグデータ出願概況

データ収集、データ選別、データ関連分析に分類され、データ関連分析の数が多い。

データ関連分析は、電力電網データ関連分析30%、ユーザ行動データ分析12%、インターネット公開情報又はメディアデータに対するデータ関連分析9%など。

ビッグデータを用いたアプリケーション出願の業界分野は、電力電網分野22%、交通管理分野15%、インターネット検索14%、インターネットユーザ行動分析分野11%、医療衛生分野12%、ビジネス・政務管理分野10%、農業分野4%など。

■中国AI出願概況

中国では北京(7841件)、江苏(6675件)、広東(5261件)及び上海(4222件)が四大特許センタ。

グローバルでは77500件以上のAI関連特許があり、TOP4はアメリカ(26891件)、中国(15745件)、日本(14604件)及びドイツ(4386件)。

■重点分野企業紹介

シェア自転車(Mobike)

IoV(Baidu)

講演タイトル;「IoT,ビックデータ, AIに関する知財的観点」

■ビックデータ取引時の注意事項

●適法性

個人情報収集、利用行為について売主が理解した上で同意を得て情報を収集する。
データ取引に当たり、収集した情報の主体を識別できないようにする。
データ越境に関する法規(個人情報安全規範、インターネット安全法等)に適合させる。

●真実性

双方契約によって束縛される。

※当該データが営業秘密に該当する場合、契約に基づく秘密保持義務を負う。

■企業によるユーザデータ販売の注意事項

個人情報保護法に基づき、個人は自ら提供したユーザ情報について一定のコントロール権を有するため、事業者は当該ユーザとの約定によりユーザ情報の使用权を享有することができる。

■個人にかかるビックデータ処理の著作権問題

・合理的な使用に該当するかどうかは、実際の状況により判断する必要がある。

⇒「使用行為の性質と目的」「作品の性質」「使用された部分の数量と品質」「使用による作品の潜在的市場又は価値への影響」等の要素を考慮して判断される。

■深層学習アルゴリズムと結果データの使用と保護

- ・現在、中国法律及び司法実務のいずれもデータの所有権の帰属について直接的に認定していない。
- ・海外で中国国内のインフラデータを見ることはデータの越境移転に該当するため、越境前の評価が必要。
- ・原始データが著作物、個人情報、一般データのいずれに該当するかによって状況が異なる。※原始データが特定の事業者に帰属するとした条項は今後、無効になる可能性がある。

■AI創作物の性質と帰属、法人格

作品に認定された対象の著作権は、人のみに帰属し、現在までに完全に人工知能のみにより創作された作品は存在しないことから、現在主流の学説では以下のように考えられている。

「AIはAI所有者の意思を代表して創作するとみなし、AIが生み出した作品の著作権はAI所有者(責任を負う側)に帰属する」

■AIが作曲したき曲に関する創作協議

AIが完成した曲は形式上、人類が曲を創造する場合の創造性さえあれば、作品そのものは著作権法により保護される可能性がある。この場合、上記帰属の考え方と著作権法17条に則り、委託者と受託者が契約により定める。契約に明確な約定がない又は契約を締結していない場合、著作権は受託者に帰属する。

4. 研究に基づく成果（まとめ）

＜総括＞

知的財産の保護強化を強力に進める中国において、知的財産権の保護と利用のバランスがどのように図られるか、関係法規や実務運用の現状を把握することが出来た。

＜調査結果＞

以下の研究項目につき、参加メンバーの関心事について関連法規や実務運用の現状が確認できた。

- （１）独禁法に関わる契約事例研究
- （２）独禁法、不正競争防止法、関連法規の研究
- （３）IoT、ビックデータ、AI等における保護と利用のバランスの研究

(1) 独禁法、不正競争防止法については特段の動きはなかったが、実務面への影響を鑑みると、今後も継続したウォッチングが必要である。

(2) 革新技術であるIoT、ビックデータ、AI等においては、まだまだ判例も少ないが、急速な発展とともに知的財産関連も急速に確立・整備されていくことが予想され、その動向を注視する必要がある。

知的財産の保護強化を強力に進めている中国において、知的財産権の保護と利用のバランスがどのように図られるか、引続き研究する意義はある。今年度の積み残しとしては、前述の「実務への提言」の如く、以下となる。

(1) 独禁法、不正競争防止法、については特段の動きはなかったが、実務面への影響を鑑みると、今後も継続したウォッチングが必要である。

(2) 革新技術であるIoT、ビッグデータ、AI等においては、まだまだ判例も少ないが、急速な発展とともに知的財産関連も急速に確立・整備されていくことが予想され、引続きその動向を注視する必要がある。

7. 参考資料

本年度、主に研究対象とした法律等を以下に纏める。

法律/ガイドライン等

不正競争防止法

独占禁止法

知的財産権の濫用に関する独占禁止指南(意見募集稿)

国務院独占禁止委員会

最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)

その他の資料

知的財産権の濫用に関する独占禁止指南(意見募集稿)に対する意見書(パブコメ) 中国日本商会

不正競争防止法(改正草案送審稿)に対する意見書(パブコメ)

中国日本商会

知的財産権制度説明会(実務者向け)2018

日本特許庁

AI・データの利用に関する契約ガイドライン

日本経済産業省

END